

和泉市産後ケア事業 業務委託仕様書

1. 業務名 和泉市産後ケア事業業務委託

2. 目的

出産後の母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができるよう、子育て支援の一助とするとともに、児童虐待防止につなげることを目的とする。

3. 対象者

市から産後ケア事業利用承認決定通知書を受けた者

4. 実施担当者

業務内容に対応できる1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

5. 施設基準

- (1) 産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有すること
- (2) 短期入所型、通所型を提供する個室等を確保すること
- (3) カウンセリング室、乳児保育室、多目的室の設備を有すること
- (4) 沐浴指導設備の確保すること
- (5) 食事の提供ができること
- (6) 市と連携、調整を行うことができること
- (7) 症状の急変等、緊急時対応ができること

6. 業務内容

- (1) 短期入所型、通所型の両方もしくはいずれかを実施
- (2) 利用者への事前連絡（来所時間や利用希望等の確認）
- (3) 利用者へサービスの提供内容の説明を行い、同意を得る
- (4) 利用料の自己負担額の徴収と領収書の発行
- (5) 短期入所型、通所型において次のサービスを提供

区分	サービス内容	
	食事提供	支援
通所型（7時間）	1食	ア 母体管理及び生活面の相談・指導
通所型（9時間）	2食	イ 乳房手当（乳房マッサージ）、乳房トラブルケア（助産師が実施すること）
短期入所型 （24時間）	3食	ウ 発育及び発達のチェック エ 体重増加及び排泄のチェック オ スキンケア及びスキンケアに関する相談 カ 授乳方法に関する助言・指導 キ 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導 ク 在宅での育児に関する相談・指導 ケ 心理面のケア コ その他必要とする保健相談・指導 サ 母親への食事の提供（短期入所型又は通所型のみ） ※利用者の身体的回復に必要な栄養や、アレルギーに配慮すること。

(6) 産後ケア事業実施報告書、実施報告一覧表の作成

受託事業者は、サービス終了後、産後ケア事業実施報告書に必要事項を記録する。実績については、1か月分をとりまとめ、実施報告一覧表を作成し、産後ケア事業実施報告書を添えて、翌月8日までに市へ提出する。なお、産後ケア事業実施報告書については、利用者の内容確認を必要とする。また、緊急で支援すべき利用者がある場合、即時、市へ電話等で報告する。

(7) 利用者にアンケート回答を求める。

(8) 費用請求事務

(9) 利用者からの問い合わせ対応

7. 費用について

(1) 本事業の実施にあたって受託事業者が受け取る単価は、下表1に掲げるとおりとする。

委託金額の支払いについては、毎月払いとする。

(2) 受託事業者は、前項の単価のうち、下表2に掲げる利用者負担額をサービス提供終了時に利用者から徴収するものとする。

(3) 受託事業者が委託料として市に請求する額は、表1に定める委託金額から、表2に定める利用者負担額を差し引いた額とする。ただし、多胎児の場合は、その金額に多胎児加算から下記の多胎児利用負担額を差し引いた額を加算して請求する。

受託事業者は6.(6)による実績報告に係る書類を提出し、市での履行確認がされた後、翌月の15日までに請求する。

表 1

	通所型 (7時間)	通所型 (9時間)	短期入所型 (24時間)
委託料	15,150円	19,530円	40,110円
多胎児加算	2,270円	2,930円	6,020円

備考 消費税法施行令第14条の3第7号、令和3年4月1日施行により、消費税は非課税とする。

消耗品（おむつ・ミルク・おしり拭き・母乳パット・産褥パット）の提供は委託料に含まれないものとする。

表 2

区分	利用者負担額		
	通所型 (7時間)	通所型 (9時間)	短期入所型 (24時間)
市民税課税世帯	750円	1,000円	2,500円
多胎児（1人追加）	90円	90円	300円
生活保護世帯又は 市民税非課税世帯	0円	0円	0円
多胎児（1人追加）	40円	40円	180円

備考 消費税法施行令第14条の3第7号、令和3年4月1日施行により、消費税は非課税とする。

8. 業務の円滑な実施

- (1) 市から情報提供書を通じて提供する利用者のアレルギー情報等、利用者に関して配慮すべき事項について対応すること。アレルギー情報は、事前連絡等の際に事業者においても利用者を確認すること。
- (2) 利用依頼後は災害時等、正当な事由のない限り、利用者の受け入れを拒否することはできない。
- (3) 本事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応を行うこと。
- (4) 委託者より本事業にかかる調査又は報告を求められた場合は、これに応じること。
- (5) 受託者は、関係書類を実施施設に備え付け、本事業年度終了から5年間保存すること。
- (6) 本事業により生じた事故等について、速やかに連絡し、書面で市へ報告すること。
- (7) 利用者の希望により日程を変更又は中止する場合は、利用者は当該利用日の前々日の17時までに電話等の手段により事業者に連絡するものとする。期日までに事業者へ日程の変更又は中止の連絡がなく利用がなかった場合は中止として取り扱う。ただし、風水害等やむを得ないと市長等が認める理由により、期日までに利用者が連絡できない場合はこの限りではない。期日までに申し出をせず利用しなかった場合、事業者は利用者に対して、表2に掲げる市民税課税世帯区分に応じた利用者負担額を、利用

に係る準備等に要した費用として、請求することができる。なお、中止時の取り扱いについて、利用者に対し、6（2）による事前連絡の際等に説明を行うこと。また、サービスの実施がされなかった日の委託料は発生しない。利用料やキャンセル料の徴収は事業者の責任において行うものとし、徴収に要する経費等、負担の一切は事業者が負うものとする。

9. 実施体制の整備

- (1) 事業者は、市と連携・協力し、本業務をおこなうこと。
- (2) 業務担当者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (3) 安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び本事業担当者の安全管理に努めること。
- (4) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (5) 事故等の緊急事態に備え、契約後速やかに本事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。
- (6) 責任をもってサービス提供をおこない、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (7) 本事業により生じた事故等については、発生後速やかに市へ報告すること。
- (8) その他、和泉市産後ケア事業「安全に関する留意事項」を遵守すること。

10. 個人情報の取り扱いに関する事項

本事業に関して取り扱う個人情報については、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

11. その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、事業者と和泉市が協議し決定するものとする。